○内閣府告示第三百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県

二　地域再生計画の名称　晴れの国おかやま本社機能移充計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市並びに広島県安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町、山県郡安芸太田町及び北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町並びに神石郡神石高原町

二　地域再生計画の名称　広島県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　広島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県

二　地域再生計画の名称　山口県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　山口県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県

二　地域再生計画の名称　「とくしま回帰」新たなしごとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県

二　地域再生計画の名称　香川地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　香川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県

二　地域再生計画の名称　福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町、鞍手郡小竹町及び鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町及び東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県

二　地域再生計画の名称　大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　大分県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　「輝くみやざき」地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町及び綾町、児湯郡高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町、東臼杵郡門川町及び美郷町並びに西臼杵郡高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町

二　地域再生計画の名称　しもかわ経済自立発展モデル～持続可能な産業の構築による良質なくらしづくり～

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）